監査公表第24号(令和８年11月20日、県公報第745号登載)
県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果（令和８年度）

第１　監査の概要

１　準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和２年監査公表第１号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

２　監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第２条第１項第１号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも１回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第２条第１項第２号に規定する監査

３　監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関 13 機関

(2) 監査対象期間：令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

４　監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

５　監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和８年５月 12 日～令和８年９月 28 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和８年６月２日～６月５日
久留米県土整備事務所	令和８年６月16日～６月19日、９月17日
南筑後県土整備事務所	令和８年６月16日～６月19日
直方県土整備事務所	令和８年５月26日～５月28日、９月15日
京築県土整備事務所	令和８年５月12日～５月14日、９月16日
朝倉県土整備事務所	令和８年６月９日～６月11日、９月28日
八女県土整備事務所	令和８年６月２日～６月４日
北九州県土整備事務所	令和８年５月26日～５月29日
田川県土整備事務所	令和８年５月19日～５月21日
飯塚県土整備事務所	令和８年６月９日～６月11日
那珂県土整備事務所	令和８年５月19日～５月21日
苅田港務所	令和８年５月13日～５月14日
流域下水道事務所	令和８年５月21日

(2) 主な監査項目

ア　収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ　支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ　人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ　契約

契約締結及び履行確認の状況

オ　公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ　物品

取得、管理及び処分の状況

キ　工事

設計積算及び施工等の状況

ク　用地

設計積算及び履行確認等の状況

第２　監査の結果

第１のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

１　指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説　　明
久留米県土整備事務所	収入	１	県道占用料など県土整備使用料について、調定が遅延していた。
京築県土整備事務所	支出	１	河川愛護団体への河川浄化報奨金について、令和７年度中に支出すべきところ、処理が遅れ令和８年４月に支出していた。
計			２件

2　注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説　　明
県土整備部	支出	1	道路維持管理用品の購入について、原材料費（15 節）で支出すべきところ、その他需用費（10−3 節）で支出していた。
	工事	1	魚道設置工事において、設計変更の際に伐採工を「処分費等の取扱い」に基づき諸経費対象外とすべきところ、諸経費の対象としたため、積算過大となった。
計		２件	